

災害時要援護者 支援マニュアル(案)

府中市

目 次

1 災害時要援護者支援における地域の重要性

2 府中市災害時要援護者名簿について

- (1) 名簿の対象者
- (2) 名簿の提供先
- (3) 名簿の取扱い

3 支援の仕組み

- (1) 支援者を探す（自治会編）
- (2) 支援者を探す（民生委員・児童委員編）
- (3) 避難支援カードについて
- (4) 支援の内容
- (5) 支援者の責任

4 知っておこう災害時要援護者の支援のポイント

5 救急医療情報キット

- (1) 救急医療情報キットとは
- (2) 救急医療情報キットに入れるもの
- (3) 救急医療情報キット配布から利用までの流れ
- (4) 救急医療情報提供書記入例
- (5) 注意

1 災害時要援護者支援における地域の重要性

災害時要援護者は、次のような方が対象となります。

- ・ 災害の危険を察知することが困難である。
- ・ 自分の身に危険が迫っても、避難することが困難である。
- ・ 危険を知らせる情報を受取ることや、理解することが困難である。

災害時要援護者は、万一、大地震により火災が発生したり、ライフラインが寸断した場合に、避難することができずに自宅に取り残されてしまい、生命・身体に危険が及ぶ可能性があります。

このような方を災害による危険から守るためには、お隣・ご近所だからこそできる支援として「安否確認」や、避難所への「避難支援」が必要となります。

大震災など広域で被害を受ける災害では、市や消防署、警察署などの行政機関が行う支援に限界があります。

また、行政の支援を待つよりも、地域で主体的に活動することが極めて重要であることは、阪神・淡路大震災を始めとした過去の災害からも明らかになっています。

地域みなさんに、この課題について十分にご理解いただくとともに、支援対策に取り組んでいただくことが大変重要となっております。



2 府中市災害時要援護者名簿について

府中市では、災害時要援護者を地域で支援する活動に利用していただくため、「災害時要援護者名簿」を作成しました。

この名簿は、災害時要援護者ご本人からの登録の申し出により作成しています。

また、今後、新たに災害時要援護者として登録を希望される方についても、随時登録を受付けています。

(1) 名簿の対象者

- ① 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- ② 介護認定で要介護3・4・5の方
- ③ 1～3級の障害者などでひとり暮らしの方など
- ④ ※上記と同様な状況にある方

※ 例えば、家族と同居している高齢者や障害のある方で、昼間は家族が仕事に出てしまい、独居状態となる方など、状況により支援が必要となる方も対象となります。

地域でお困りの方がいらした場合には、この事業をご紹介いただくなど、地域でのお声掛けをお願いいたします。

(2) 名簿の提供先

この名簿は、市の関係部署で共有するとともに、市内の各関係機関に提供され、災害時の支援活動に利用されます。

なお、個人情報を保護するため、自治会へ名簿を提供する際には「府中市災害時要援護者名簿の取扱いに関する協定書」を締結していただきます。

- ① 自治会
- ② 民生委員・児童委員
- ③ 関係機関（警察署・消防署・消防団・社会福祉協議会）
- ④ 福祉関係支援センター（地域包括支援センター・在宅介護支援センター・地域生活支援センター）

(3) 名簿の取扱い

ア 名簿の取扱いに関する協定

名簿の提供にあたっては、個人情報を保護するため、府中市災害時要援護者名簿の取扱いに関する協定書を市と結んでいただきます。



なお、名簿を閲覧できる方は自治会の役員までとし、協定書の別紙一覧表に役職名と人数を記載して提出していただきます。

※ 自治会の規模が大きい場合には、役員の範囲を班長までとすることもできますが、必要最小限にしてください。

の同意なしに第三者に提供することはできません。

なお、災害時などの緊急事態の場合には、必要最小限の情報をご近所と共有して支援活動を行うことができます。

力 名簿の閲覧により知り得た個人情報、自治会役員や支援者をやめた後も他人に提供しないようにお願いします。

市の「災害時要援護者名簿」に登録した方々は、市や地域の皆さんを信頼して個人情報を提供してくださいました。

こうした大切な情報は、不用意に誰でも見ることができる場所に置いたり、回覧やコピーを配布するといったことは絶対に行わず、適切な管理・保管をお願いします。



3 支援の仕組み

地域で災害時要援護者への支援の仕組みを整えるためには、災害時要援護者がどこに住んでいるのか、どんな状態なのかを平常時から把握しておくことが必要です。

また、災害発生時にすみやかに災害時要援護者の安否確認や避難支援が行えるように、災害時要援護者のご近所から支援者になっていただける方を探す必要があります。

そこで、自治会長及び役員ならびに民生委員・児童委員の皆さんは、市から提供する災害時要援護者名簿をもとに、災害時要援護者のお宅を訪問し、災害時要援護者ご本人やご家族の意向に沿ってご近所の方に支援をお願いします。

(1) 支援者を探す（自治会編）

STEP 1 市と名簿の取扱いに関する協定を結びます。

STEP 2 市から災害時要援護者名簿を受け取ります。

STEP 3 会長及び役員が分担して災害時要援護者のお宅を訪問します。

名簿の閲覧ができるのは自治会長及び役員の方だけです。

STEP 4 災害時要援護者ご本人と相談して支援をお願いする方を決めていきます。

災害時要援護者のお宅を訪問し、本人やご家族と相談しながら本人の意向に沿って、ご近所で支援をお願いする方を決めていきます。

なお、災害時には支援者も被災する可能性があるため、複数（2～3人）の候補を決めることが理想です。



また、支援をお願いする方に災害時要援護者本人の個人情報を必要最小限伝える旨、本人から必ず了解を得てください。

STEP5 支援をお願いする方を訪問して支援の協力を求めます。

自治会長及び役員は、支援をお願いする方に、災害時要援護者の意向で支援をお願いしたい旨を伝えて協力を依頼します。

STEP6 支援者が災害時要援護者のお宅を訪問し、「避難支援カード」を受取ります。

支援者となる方は、災害時要援護者のお宅を訪問し、支援をお願いする旨を記入した「避難支援カード」を受取ります。

なお、自治会も「避難支援カード」を受取ります。

また、安否確認や避難の方法を災害時要援護者本人やご家族と確認してください。

POINT1 支援者には何ををお願いするのか

支援者になる方は、災害時要援護者のお宅を訪問し、災害時要援護者本人の個人情報や避難所が記載された「避難支援カード」を受取ります。

災害が発生したら、まず、自分自身と家族の身の安全を確保したうえで、災害時要援護者の「安否確認」と必要があれば「避難支援」をお願いします。

POINT2 支援者になっていただけの方が見つからない場合

支援者がご近所で見つからない場合には、広く支援者を探し回る必要はありません。

災害時要援護者の個人情報が拡散しただけになりかねませんので、ご配慮ください。

地域で支援者が見つからない災害時要援護者については、市がその情報をまとめて名簿を作成し、それを避難所等に保管して、避難所からボランティア組織による2次的支援が行えるような仕組みを整備してまいります。

POINT3 困ったことがあった場合

困った事があった場合やアドバイスが必要な場合には、福祉関係支援センター（19ページ参照）にご相談ください。

(2) 支援者を探す（民生委員・児童委員編）

STEP 1 市から災害時要援護者名簿を受け取ります。

STEP 2 災害時要援護者のお宅を訪問し、救急医療情報キットを配ります。

※救急医療情報キットの説明については14ページ参照

STEP 3 災害時要援護者ご本人と相談して支援をお願いする方を決めていきます。

災害時要援護者のお宅を訪問し、本人やご家族と相談しながら、本人の意向に沿ってご近所で支援をお願いする方を決めていきます。

近隣自治会をお願いするか、あるいはご近所に支援をお願いするか決めます。

なお、災害時には支援者も被災する可能性があるため、複数（2～3人）の候補を決めることが理想です。

また、支援をお願いする方に災害時要援護者本人の個人情報が必要最小限伝える旨、本人から必ず了解を得てください。

※ 災害時要援護者の中には、自分が自治会に加入していることが分からなかったり、自治会名が分からない方がいます。

このような方がいらした場合には、近隣自治会と調整してください。

STEP 4 支援をお願いする方を訪問して支援の協力を求めます。

近隣の自治会あるいは、支援をお願いする方に災害時要援護者の意向で支援をお願いしたい旨を伝えて協力を依頼します。

STEP 5 支援者が災害時要援護者のお宅を訪問し、「避難支援カード」を受取ります。

支援者となる方は、災害時要援護者のお宅を訪問し、支援をお願いする旨を記入した「避難支援カード」を受取ります。

なお、自治会も「避難支援カード」を受取ります。

また、安否確認や避難の方法を災害時要援護者本人やご家族と確認してください。

POINT 1 支援者には何ををお願いするのか（自治会編参照）

POINT 2 支援者になっていただけの方が見つからない場合（自治会編参照）

POINT 3 災害時要援護者から支援をお願いされた場合

原則として、民生委員は支援者にならないでください。

民生委員には、個別の支援ではなく地域全体の支援をお願いしたいと考えています。

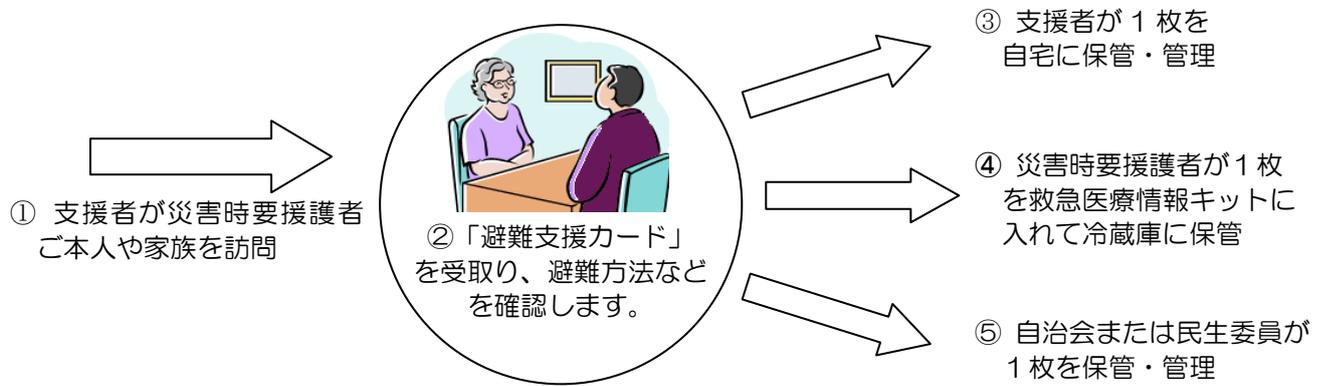
また、支援者の見つからない災害時要援護者の支援を次々と引受けると、何人もの支援者になってしまい、民生委員が不在の場合に、結果的に一人も支援できないことになりかねません。

(3) 「避難支援カード」について

「避難支援カード」は、災害時要援護者本人が支援者に対して個人情報を提供するものですので、災害時要援護者本人又はご家族が記入して支援者に渡します。

なお、支援者となる方は記入しないで下さい。

また、災害時の安否確認や避難方法など必要な事項を確認しておきましょう。



避難支援カード(見本)

① 【災害時要援護者の氏名】
災害時要援護者本人の氏名を記入します。

② 【支援をお願いする方の氏名】
支援者の氏名を記入します。

③ 【記入年月日】
書類作成の日付を記入します。

④ 【災害時要援護者の住所】
住所を記入します。

⑤ 【災害時要援護者の電話番号】
電話番号を記入します。

⑥ 【避難先（避難所名）】
別表の避難所一覧（20ページ参照）から一次避難所（市立小中学校）を選択して記入します。

取扱い注意

避難支援カード

私こと **①** は、
② 様 **②** 様

に、府中市災害時要援護者対策事業に基づく支援をお願いします。
 また、災害の予測は困難であり、支援者自身やその家族に不測の事態が発生したり、不在の場合もあることから、確実な支援や安全を保証するものではないこと、また、これにより支援者が責任を負うものではないことを承知しています。

③ 平成 年 月 日

要援護者氏名	①
住所	④
電話	⑤
避難先 (避難所名)	⑥

※災害発生時の報告欄（避難所報告欄）安否と状態の欄に○を付ける。

安否 確認	避難完了	自宅待機	安否不明	その他 ()
----------	------	------	------	------------

災害時要援護者の方は、このカードを救急医療情報キットに入れて保管しておきましょう。

(4) 支援の内容

支援の具体的な内容は、災害時要援護者の「安否確認」と「避難支援」です。

災害時要援護者の支援を行う前に、先ずはあなた（支援者）自身とご家族の身の安全を確保して、それから支援を行ってください。

ア 震度5弱以上の地震の発生を感知し、又は、テレビやラジオ等の情報でこれを知った時に、災害時要援護者のお宅に向かいます。

火災や水害などの危険を察知した場合も同様に支援をお願いします。

イ 安否確認は支援者の皆さんが中心となって行います。

安否確認を行い、被害の状況や避難の必要性などを把握し、適切な支援へつなげてください。

ウ 安否確認の結果と周囲の状況から、避難が必要と判断した場合には、避難支援を行います。状況によっては、ご近所の協力も得てください。

その際、災害時要援護者のお宅の冷蔵庫から救急医療情報キット（14ページ参照）を取り出して避難してください。

なお、災害時などの緊急事態には、災害時要援護者の個人情報^を周囲の方に最小限伝えて協力を得ることができます。

エ 倒壊した家屋からの救出救助は、2次災害に巻き込まれるなどの危険や困難が伴います。無理に支援者だけで行わず、消防や警察へ連絡するなど防災機関の協力を求めてください。

家具の下敷きなど、救出が可能と判断できる場合には、お隣・ご近所の協力を得て救出救助を行ってください。（あくまでも、お隣・ご近所ができる範囲の支援です。）

オ 災害による危険から身の安全が確保できるよう、先ずは一時集合場所^{いっどき}（小中学校の校庭）や地域の公園などに避難し、周囲の状況を確認しましょう。

カ 自宅への帰宅が困難だと判断した場合は、「避難支援カード」に記載された一次避難所^{いちじ}（市立小中学校の体育館）に避難します。

キ 一次避難所^{いちじ}へ安否確認の結果を記入した「避難支援カード」を提出して災害時要援護者の安否確認の報告を行ってください。

「避難支援カード」は、できるだけ自治会ごとにまとめて報告してください。

なお、「避難支援カード」は、救急医療情報キットの中に入っています。

災害発生時の要援護者の支援の流れ

大きな災害が発生した

支援者(あなた)自身や家族の身の安全が確保されている。

はい

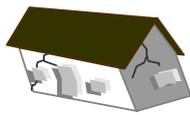
いいえ

① 安否の確認

災害時要援護者の家が



無事である



傾いている



倒壊している

災害時要援護者の安否確認が行える

難しい

消防・警察・自衛隊など
防災機関に協力を求める



② 避難の支援

災害時要援護者の避難が

必要ない

必要がある

本人の意思・家屋の状況により



自宅待機

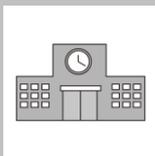
避難勧告やライフラインの寸断等の理由で避難所への避難が必要である



怪我をされており搬送が必要



自宅に被害が無かったので帰る



■一時集合場所(小中学校の校庭)や近所の公園などに避難
地震による延焼火災や余震による建物倒壊の危険から身を守るために一時的に避難する

■一次避難所に避難(小中学校の体育館)
家屋の倒壊・焼失などにより自宅で生活できなくなった方やライフライン等の不通により自宅での生活が困難となった要援護者は一時的に避難生活します。

③ 安否確認の報告

一次避難所へ「避難支援カード」を提出して災害時要援護者の安否確認の報告を行ないます。
なお、安否確認であるため、自宅待機や防災機関等に救急搬送された方についても報告してください。

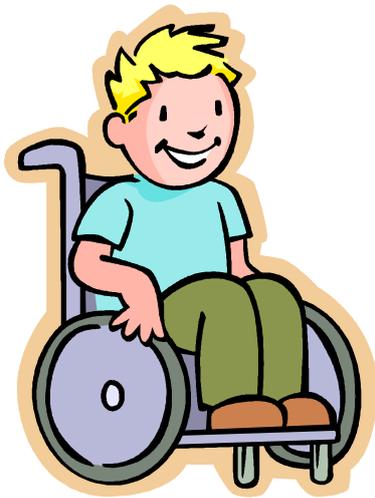
(5) 支援者の責任

災害は予測が困難であり、災害の発生により支援者自身に不測の事態が発生したり、支援者が不在の場合もあります。

この支援の仕組みは災害時要援護者の命を災害時にできる限り救うためのものであり、完全な支援をお約束するものではありません。

災害時に支援者が行う支援は、善意により行なわれるボランティア活動であり、災害時要援護者と支援者との委任契約によるものではありません。

したがって、色々な事情により支援ができなかったとしても、法的な責任が問われることはありません。



4 知っておこう！災害時要援護者の支援のポイント

災害時要援護者は、個人差も大きく災害時に困ることは様々です。

適切な支援をするために、災害時要援護者の困りそうなこと、支援のポイントを把握してその人に合わせたサポートを行いましょう。

ここでは、災害時要援護者別に一般的な「困ること」と「支援のポイント」を挙げてみました。

高齢者

困ること

- 当人の状態によってさまざま
 - 認知症などで危険の察知や状況判断ができない人がいます。
 - 寝たきりの方、車椅子の方など災害時の行動が困難な人がいます。
 - 体力に自信がなくて避難できないことがあります。

支援のポイント

- 様々な状況に対応が必要
 - まず声をかけて安心させましょう。
 - ひとりでは助けられない場合があるので、できれば複数の人で支援しましょう。
 - まず、落ち着いてもらい、その人の体力に応じてゆっくり誘導しましょう。
 - 持出し品などは必ず持っていくように心がけましょう。

身体障害者

困ること

- 移動などが困難
 - 歩行に障害のある場合は、移動が困難です。
 - 火災が起きても、瞬時の消火や避難が困難です。
 - 心臓や呼吸器に障害のある方は、歩けても走ることができません。

支援のポイント

- 移動の手助けをする
 - 車イスの方を誘導するときは、車イスの通れる幅（約100cm以上）が必要になりますので、避難経路を考えておきましょう。また、上りの段差や坂道は進行方向に前向きに、下りの場合は進行方向に後ろ向きでゆっくりと進みましょう。
- 相手の希望を確認する
 - 言葉が不自由な人の話は、ゆっくり聞くよう心がけましょう。
 - 耳が不自由な人とのコミュニケーションの方法を、事前に決めておきましょう。
 - 生活に必要な補助具などがあるので、事前に確認しておきましょう。

目の不自由な方

困ること

●移動が困難

○普段は白杖を使って行動できた人も、災害時には街の様子が変わってしまい、ひとりで行動することができません。

○災害時には、自分ひとりでは避難できません。

●状況がわからない

○支援者がそばにいたことが分からないので、自分から助けてほしいと声をかけることができない。

○被災状況がわからないため、危険の度合いがわからず、とても不安な状態になります。

○火災が起きると大変危険です。

支援のポイント

●支援者から声かけをする

○声をかけないと本人にはわからないので、支援者は普段から声をかけるようにします。

○困っている人、助けを求めている人を見たら、積極的に声をかけて助けましょう。

●誘導のポイント

○誘導する方のひじにつかまってもらい、速度に気をつけながら半歩前を歩いて誘導しましょう。

○誘導する方は、白杖の邪魔にならないように気をつけましょう。

○階段などの段差がある場合は、階段の前でいったん止まり、段差があることと、上りか下りかを伝えます。上がりきったり、下りきったときもそのことを伝えます。

○盲導犬と一緒にいる場合は、盲導犬に触れたり、引張ったりしないように、盲導犬の反対側を歩いて誘導しましょう。

精神・知的障害のある方

困ること

●危険の察知が困難

○危険の察知や状況判断が困難で、逃げ遅れたりその場から動けなくなったりする場合があります。

○日常と異なる状況では、パニックになってしまうおそれがあります。

○言葉が不自由な人は、伝えたいことをうまく相手に伝えることが困難です。

○意思の疎通がたいへん苦手です。

支援のポイント

●相手の希望を確認する

○相手の話は、ゆっくり聞くよう心がけましょう。

●落ち着かせる、働きかけをする

○体に触れたりすることで、よけいに混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとる場合がありますが、しかったりしないようにしましょう。

○災害時には、手を引くなどして安全な場所へ誘導しましょう。

5 救急医療情報キット

(1) 救急医療情報キットとは

救急時、災害時に必要な、「かかりつけ医療機関」「服薬内容」「持病」「緊急連絡先」などの情報を記入した専用の用紙や、保険証、診察券のコピー等をキット（筒）に入れて冷蔵庫の中に保管していただくものです。

このキットは、災害時に避難が必要な場合は支援者が冷蔵庫から取り出し、避難所に持っていきます。

また、救急時（119番出動）には、本人が持病などを説明することができない状態にある場合に、救急隊が冷蔵庫より取り出し、記載された情報を救急活動に役立てます。

(2) 救急医療情報キットに入れるもの

- ① 救急医療情報提供書
- ② 本人顔写真
- ③ 診察券（写）
- ④ 健康保険証（写）
- ⑤ 薬剤提供書（お薬手帳）
- ⑥ 避難支援カード
- ⑦ その他、救急・災害時に役立つと思われる情報

※②～⑦はご本人に用意していただくものです。

① 見本

救急・災害 医療情報提供書（案）			
患者は、災害発生時に災害に入っている個人情報を、医療従事者や救急隊の医療機関及び災害者に提供し、事後医療及び災害時の災害活動に活用することを希望します。			
氏名	生年月日 性別		
姓 名	年 月 日 男 女		
住所	電話番号		
〒中村	[]		
健康保険証			
氏名	性別 生年月日 氏名 性別 生年月日		
緊急連絡先（複数）			
緊急連絡先氏名	性別 電話番号 住所		
	() ()		
かかりつけ医療機関、持病について（診療科のコピーを添付してください）			
氏名	性別	かかりつけ医療機関①	かかりつけ医療機関②
担当科次	担当医		
所在地			
電話番号			
別 名			

② 見本



④ 見本

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	
氏名	
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日
交付年月日	平成20年4月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3913××××× 東京都後期高齢者医療広域連合

③ 見本

診察券	
〇〇病院 東京都府中市宮西町〇一〇 TEL 042-000-0000	
番号	000000
氏名	府中 花子

⑤ 見本

府中 花子様 のお薬の説明書です☆	
1. ゼンタグ錠75(白) 1回 1錠 起床 朝 昼 夕 寝前 〇 〇 〇 〇 1日2回朝前、朝食後 記号 (G101/GX101) 14日分	
胃・十二指腸潰瘍、胃炎のお薬です。	●注意事項 ●錠剤が小さくなくても指示通り服用を続けてください。効果性がありませんのでお薬を入れて薬效を捨ててください。★皮下出血、全身倦怠感、脱力、発熱などが現れた場合はご連絡下さい。
2. ローコール錠20mg(淡黄) 1回 1錠 起床 朝 昼 夕 寝前 〇 〇 〇 〇 1日1回起床時 記号 (M175/20mg/20mgM175) 14日分	
高血圧症のお薬です。コレステロールの合成をおさえます。	●注意事項 ★妊婦または妊娠している可能性のある婦人は通常服用できません。副作用、脱力感などの症状が現れた場合はご連絡下さい。
3. オイダールコン錠1.25mg(白) 1回 1錠 起床 朝 昼 夕 寝前 〇 〇 〇 〇 1日2回朝前、朝食後 記号 (S8600) 14日分	
血糖を下げるお薬で、糖尿病の治療に用いられます。	●注意事項 ●血糖が下がりますと強い空腹感、脱力感、意識を失うこともあります。これらの付添い薬を携帯していただき、血糖値が低血糖している可能性のある婦人は通常服用できません。

(3) 救急医療情報キット配布から利用までの流れ

STEP 1 民生委員がキットを配布します。

災害時要援護者の中には、書くことが困難な方もいると思われるので、災害時要援護者からのご希望がありましたら、記入を手伝ってあげてください。

STEP 2 キットに入れるものを用意し、キットの中に保管します。

① 救急医療情報提供書

全部記入する必要はありませんが、出来るだけご記入いただくと有効な支援につながります。

特に、緊急連絡先は救急時、災害時には必要不可欠です。必ずご記入ください。

② 本人顔写真

顔写真があると本人確認が容易になります。
ご本人が判ればどんな写真でも構いません。

③ 診察券（写）

④ 健康保険証（写）

⑤ 薬剤提供書（お薬手帳） 最新のものをご用意下さい。

⑥ 「避難支援カード」



STEP 3 キットを冷蔵庫に保管して、目印のステッカーを冷蔵庫と玄関に貼ります。

キットを冷蔵庫に保管してください。

救急隊や支援者にキットがあることが分かるよう、冷蔵庫にマグネットのステッカーを付け、玄関ドアの内側にシールを貼ってください。

注) シールは必ず玄関の内側に貼ってください。

外側に張りますと、消費者被害等のトラブルにつながるおそれがあります。

STEP 4 情報の更新

情報が古くなりますと、適切な支援につながりません。

キットの中身は定期的に更新してください。

STEP 5 災害が発生したら支援者がキットを持って避難します。

POINT 災害時以外の救急時にも活用することができます。

救急要請を受けた救急隊が、ステッカーを目印にキットを冷蔵庫から取り出します。
救急隊はキットに保管された情報を救急搬送に活用します。

(4) 救急医療情報提供書記入例



平成22年 6月 1日作成

救急医療情報提供書

私は、災害救急時に容器に入っている個人情報、救急隊と搬送先の医療機関及び支援者に提供し、救急時及び災害時の支援活動に活用することを同意します。

氏名	生年月日	性別
府中 花子 (印)	明・大 昭・平 5年 12月 1日	男 (女)
住所	電話番号	
府中市〇〇町〇番地 マンション〇〇〇	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	

同居家族

氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
府中 太郎	夫	S2.1.3			

緊急連絡先（親族）

緊急連絡先氏名	続柄	電話番号	住所
府中 小太郎	長男	000 (000) 0000	東京都国立市△△〇〇〇〇
府中 華	長女	000 (000) 0000	北海道札幌市〇〇〇-〇〇〇

かかりつけ医療機関、持病について（診察券のコピーを添付してください）

	かかりつけ医療機関①	かかりつけ医療機関②
名称	都立〇×病院	△△診療所
担当科及び担当医	内科 多摩 Dr	押立 Dr
所在地	東京都府中市〇-〇-〇	東京都調布市1-1-1
電話番号	000-0000-0000	000-0000-0000
病名	〇〇病・××病	△△癩

お薬について（下の該当する所に○印を付けてください 薬剤情報提供書を別紙に添付してください）

飲み薬	<input checked="" type="radio"/> 有・無	血圧 心臓病 <u>糖尿病</u> その他（ ）
ぬり薬・はり薬	<input checked="" type="radio"/> 有・無	心臓病 <u>皮膚疾患</u> その他（ ）
注射など	<input checked="" type="radio"/> 有・無	<u>インスリン</u> （糖尿病） その他（ ）
服薬の管理	自分でできる ・ 自分で <u>できない</u>	

健康に関する状況（下の該当する所に○印を付けてください）

体温・血圧	平熱	36.5度	平常時血圧	上	130	下	100
血液型	A	B	O	<u>AB</u>	RH	+	<u>-</u>
アレルギー	<input checked="" type="radio"/> 有・無	食べ物（卵） 薬（ ） その他（ ）					
既往症	<input type="radio"/> ×症			かかりつけ医欄の病名以外の既往症があれば記入してください。			

身体障害者手帳、介護認定等がありましたらご記入下さい

身体障害者手帳2級（聴覚障害） 要介護 2

ケアマネジャーがいましたらご記入下さい

事業所名	〇〇事務所	若松ケアマネ	電話	000-0000-0000
------	-------	--------	----	---------------

お体の状況（下の該当するところに○印を付けてください）

目が見えない	耳が <u>聞こえない</u>	話すこと <u>ができない</u>
寝たきり	車椅子を利用	オムツを使用

日常生活で使用しているもの（下の該当するところに○印を付けてください）

ペースメーカー	人工肛門	尿道カテーテル	在宅酸素	人工透析
<u>めがね</u>	コンタクトレンズ	<u>入れ歯</u>	補装具（ ）	

その他（救急隊員・支援者に伝えたいこと 避難所で不安なこと）

耳が聞こえないので意思疎通が不安。 ××病は都立〇×病院以外では治療が困難な特殊疾病である。 緊急連絡先の長男は日中、留守が多い。

同封する書類（コピー可）

<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険証	<input checked="" type="checkbox"/> 診察券	<input checked="" type="checkbox"/> 薬剤提供書
<input checked="" type="checkbox"/> その他（ 障害者手帳（写） ）		

※ 内容に変更が生じたときには、更新を行ってください。

(5) 注意

- ① 支援者や救急隊は、本人やご家族の同意が得られない場合でも、災害時や救急時に冷蔵庫をあけて救急医療情報キットを取り出すことができます。
- ② 救急医療情報キットは、救急隊が救急活動に必要と判断した場合に限り活用します。
- ③ かかりつけ医療機関が救急病院であっても、他の病院に搬送される場合があります。
- ④ キットに保管する情報はいつも最新のものとなるよう、定期的に情報を更新してください。古い情報のままですと、適切な支援につながりません。

資料1 福祉関係支援センター一覧

高齢者の相談窓口

センター名	住所／電話番号	担当地区
府中市地域包括支援センター 泉苑	武蔵台1-10	武蔵台、北山町、西原町、日鋼町、 東芝町、美好町(1・2丁目)
	042(366)0171	
府中市地域包括支援センター よつや苑	四谷3-66	四谷、住吉町、日新町、分梅町、美 好町(3丁目)
	042(334)8133	
府中市地域包括支援センター あさひ苑	朝日町3-17-1	多磨町、若松町、紅葉丘、朝日町、 白糸台(1・2・3丁目)
	042(369)0080	
府中市地域包括支援センター 安立園	晴見町1-13-5	栄町、晴見町、幸町、府中町、天神 町、寿町
	042(367)0550	
府中市地域包括支援センター しみずがおか	清水が丘1-3	八幡町、押立町、清水が丘、 白糸台(4・5・6丁目)
	042(363)1661	
府中市地域包括支援センター かたまち	片町2-14-5	片町、宮西町、宮町、矢崎町、本 町、日吉町
	042(336)5831	
在宅介護支援センター しんまち	新町1-67-2-103	新町
	042(340)5060	
在宅介護支援センター 緑苑	緑町1-39-3	緑町、浅間町
	042(367)6215	
在宅介護支援センター 鳳仙寮	西府町2-24-6	西府町、本宿町
	042(360)1380	
在宅介護支援センター さくらんぼ	是政2-38-1 2階	是政、小柳町
	042(314)0451	
在宅介護支援センター 南町	南町4-32-2	南町
	042(336)1250	

障害者の相談窓口

センター名	住所／電話番号	担当地区
地域生活支援事業 みーな	南町5-38(市立心身障害者福祉センター内)	市内全域
	042-360-1312	
地域生活支援センター あけぼの	寿町3-9-11 山上ビル1階	市内全域
	042-358-1085	
地域生活支援センター プラザ	府中町3-3-9ウェルズ桜通りA号室	市内全域
	042-358-2288	

資料2 府中市が指定する^{いちじ}一次避難所一覧表

No.	学校名	開放門※	所在地
1	第一小学校	正門横ドア	寿町 2-6
2	第二小学校	東門・西門	緑町 1-29
3	第三小学校	全て	片町 3-5
4	第四小学校	東門・南門	白糸台 1-58
5	第五小学校	正門・西門	本宿町 1-37
6	第六小学校	東門・北門	天神町 4-14
7	第七小学校	全て	北山町 2-23
8	第八小学校	東門・西門・南門	是政 1-34
9	第九小学校	正門・北門	栄町 3-7
10	第十小学校	正門・東門	若松町 4-29
11	武蔵台小学校	全て	武蔵台 2-3
12	住吉小学校	西門・北門 2箇所	住吉町 2-30
13	新町小学校	西門	新町 1-25
14	本宿小学校	東門・北門	本宿町 4-19
15	白糸台小学校	南門・北門	白糸台 2-16
16	矢崎小学校	西門・北門	矢崎町 4-9
17	若松小学校	東門・西門	若松町 3-11
18	小柳小学校	東門・北門	小柳町 3-21
19	南白糸台小学校	正門	白糸台 6-48
20	四谷小学校	南門・北門	四谷 3-2740
21	南町小学校	正門・南門	南町 3-6
22	日新小学校	東門・西門	日新町 5-22
23	第一中学校	通用門・西門	幸町 1-22
24	第二中学校	正門・南門	紅葉丘 1-23
25	第三中学校	正門・東通用門	本町 4-16
26	第四中学校	正門・北門	美好町 2-13
27	第五中学校	正門	新町 2-44
28	第六中学校	正門・北門	押立町 1-2
29	第七中学校	西門 2箇所	武蔵台 2-4
30	第八中学校	正門・南門	四谷 1-2827
31	第九中学校	正門・西門	小柳町 2-49
32	第十中学校	南門・北門	西府町 4-21
33	浅間中学校	西門 2箇所	浅間町 5-5
34	総合体育館		

※開放門とは、時間外において門扉は閉まっているが、施錠されていない門のこと。

災害時要援護者支援マニュアル（案）

平成 22 年 3 月発行

編集発行	府中市	環境安全部	防災課	042-335-4098
		福祉保健部	地域福祉推進課	042-335-4182
			高齢者支援課	042-335-4496
			障害者福祉課	042-335-4962

〒183-8703 東京都府中市宮西町二丁目 24 番地